

附則別表第二(附則第三項関係)

五十歳以上五十五歳未満			一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満			一、二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満			一、四、五〇〇円

昭和六十一年四月一日における年齢区分	掛	金	月	額
三十五歳未満				五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満				六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満				八、七〇〇円
四十五歳以上				一〇、六〇〇円

別表中「三、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「一、四、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「一、七、三〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一、八、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「二三、三〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に死亡した者に係る弔慰金並びに同日前に申出のあった脱退及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項から第七項まで、附則別表第一及び附則別表第二を削る。

秋田県条例第九十六号

秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

秋田県精神保健福祉センター条例（昭和五十四年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地」を「秋田市中通二丁目一番五十一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第九十七号

秋田県医学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

秋田県医学生修学資金等貸与条例（平成十七年秋田県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「県内の」を削る。

第七条第一項第四号中「含む。」の下に「第九条第一項第一号(二)を除き、」を加える。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、直ちに、かつ、引き続き県内の公的医療機関等において医師の業務に従事した場合において、次に掲げる要件に該当することとなったとき。

(一) 当該引き続き医師の業務に従事した期間（次号及び次項において「継続従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（第六条第二項前段の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の二分の三に相当する期間に達したこと。

(二) (一)に規定する二分の三に相当する期間のうちその二分の一の期間（当該期間に一年未満の端数がある場合にあつては、当該端数を切り捨てた期間）、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事したこと。

第十三条中「及び第八条第二項第一号」を、「第八条第二項第一号及び第九条第一項第一号(二)」に改め、同条の表中

第九条第一項第一号

貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、	の二分の三に相当する
-------------------------------------	------------

を

第九条第一項第一号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、
第九条第一項第一号(一)	の二分の三に相当する

に改める。

第十五条中「及び第七条第一項第三号」を、「第七条第一項第三号及び第九条第一項第一号(一)」に改め、同条の表中

第九条第一項第一号

貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、	の二分の三に相当する
-------------------------------------	------------

を

第九条第一項第一号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、
第九条第一項第一号(一)	の二分の三に相当する

に改める。

第十七条の表中

第九条第一項第一号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、
の二分の三に相当する	

を

第九条第一項第一号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に
第九条第一項第一号(一)	の二分の三に相

が満了した月の翌月から起算して医師となり、	当する
-----------------------	-----

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに医学生修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に医学生修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

秋田県条例第九十八号

秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県工業化等促進条例の一部改正)

第一条 秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「工場」の下に「、事業場等」を加える。

第二条中「工場を」を「工場、事業場等を」に、「工場の」を「工場、事業場等の」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

県は、次の各号に掲げる者に対し、別に条例で定めるところにより、当該各号に定める税目の県税の課税免除をするものとする。

- 一 工業等導入地区(農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令(昭和六十三年自治省令第二十六号)第一条第一項の規定により指定された地区をいう。以下同じ。)において工業等生産設備(同令第二条に規定する工業等の用に供する設備をいう。)を新設し、又は増設する者
事業税、不動産取得税及び固定資産税
- 二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十五条第二項に規定する承認企業

立地計画に従って同法第九条第一項に規定する区域(以下「同意集積区域」という。)において同項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)第三条に規定するものを新設し、又は増設する者(同令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。) 不動産取得税及び固定資産税

第三条第二項中「工業等導入地区」の下に「及び同意集積区域が重複するとき又は当該地区若しくは当該区域」を加え、「過疎地域又は」を「過疎地域若しくは」に、「地域は、」を「部分は、」に改め、「一の地区」の下に「、区域」を加える。

(工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「工業等導入地区」の下に「及び同意集積区域」を加える。

第二条第一項中「この条及び次条第四項において」を削り、同項第一号中「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同条第三項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「第二条第二項」の下に「又は第三条第一項」を加え、同条第二項中「第二条第二項」の下に「又は第三条第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第二条第二項又は前条第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第二条第二項又は前条第一項」に改め、「である家屋」の下に「又は特定事業のための施設の用に供する家屋」を加え、同条第五項中「前条第三項」を「第二条第三項又は前条第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第六項中「前条第三項」を「第二条第三項又は前条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(同意集積区域内における県税の課税免除)

第三条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)第二条に規定する同意日から起算して五年内に秋田県工業化等促進条例第三条第一項第二号に掲げる者が特定事業のための施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又は当該家屋の敷地である土地(当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合における当該土地の取得に限る。)を取得了した場合における当該家屋又は当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

2 同意集積区域内において、前項の者が取得した特定事業のための施設の用に供する大規模の償却資産(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)に対しては、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、その前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間の各年度分の固定資産税を課さない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第一項の規定は、平成十九年七月三十日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 前項の規定の適用を受ける不動産の取得についてこの条例の施行の日前に秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)第七十条第一項の規定により申告書の提出があったときは、新条例第四条第三項の規定による申告があったものとみなして、新条例の規定を適用する。

秋田県条例第九十九号

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営矢島スポーツ宿泊センターの項を削る。

第三条第一項中「第二号(二)、第三号(八)」を「第二号(八)、第三号(二)」に、「第五号(二)及び第六号(二)」を「及び第五号(二)」に改め、同項中第二号を削り、

第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

購 読 料 金

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄